

# 告 示

## 埼玉県告示第九百八十六号

東秩父村における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

|            |          |             |        |
|------------|----------|-------------|--------|
| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 成果の調査を行った地区 | 認証     |
| 東秩父村       | 平成三十年    | 地籍図三十八枚     | 令和三年   |
|            | 令和二年度    | 地籍簿一冊       | 八月二十五日 |
|            |          | 字安戸の一部      |        |